

▼・・・・・・・・・・・・・・・・「2年間または5年間の引き続き就労とは」・・・・・・・・・・・・・・・・▼

1. 返還債務の当然免除となる「2年間または、5年間引き続き業務に従事したとき」とはどのような場合か。

「2年間または5年間引き続き」とは、同一の企業等で2年間または5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「2年間または5年間引き続き業務に従事」しているものとみなす。

- ①一旦離職したが、再就職のために求職活動※1を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、最長1年間とする。
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）
- ③雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入する。

▲・・▲

2. 上記1の求職活動※1とは、どのような場合か。

- ①月1回以上求人への応募を行った場合
- ②次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合
 - ・公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
 - ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

- ③公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、上記①～③の求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

3. 上記2の就労支援機関等による証明書により確認するとは、何をもって確認を行うのか。

いずれの場合も求職活動届（第29号様式）と求職活動の内容に応じて以下の添付書類をご提出ください。

- ①求人への応募を行った場合
 - 面接日時を通知する文書や合否決定通知書の写しを御提出下さい。
- ②公共職業安定所又は地方自治体による職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
 - 求職活動確認票（参考様式）を御提出下さい。
- ③公共職業訓練等の受講や、求職者支援訓練の受講、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による求職活動に関する指導等
 - 公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証の写しを提出して下さい。（紛失等した場合は求職活動確認票（参考様式）を御提出下さい。）
- ④各種養成施設に入校する場合や、教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
 - 入学許可書や在学証明、受講証等の写しを御提出下さい。
- ⑤障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合
 - 支給決定通知書の写しを御提出下さい。
- ⑥民間需給調整機関や求人情報提供会社、新聞社等を通じた求職活動
 - 原則として求職活動確認票（参考様式）を御提出頂きますが、これによりがたい場合には、自己申告に基づき報告を行うとともに、以降の求職活動について確実に確認を行うため、公共職業安定所を通じて求職活動を行うことを推奨します。

求職活動確認票の記入・押印は、原則として求職活動の実施の都度、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、民間需給調整機関等に求めてください。尚、公共職業安定所における過去の求職活動に関する証明については、公共職業安定所が使用しているシステムにおけるデータの保存年限等の関係で証明できない場合もあるので、ご注意下さい。